

生活保護利用者の実態把握、相談・申請増への備え必要

3月8日予算特別委員(保健福祉)生活保護問題/村上市議

生活保護の申請は、令和3年12月末時点で相談件数は8861件、申請件数が4639件で、令和2年度の1年前の12月末時点と比べまして、保護の相談件数は392件増、申請件数は205件増となっています。

● 貸付制度の返済時期、より困難な相談増への備えを

村上市議は、2008年から翌年にかけてリーマンショックの際の相談数や申請数と比較して、コロナ危機のもとで実施された緊急小口資金の貸付制度の利用が、生活保護利用の減少につながっていることを指摘。「2020年の4月、延べ相談数が1192件でしたけれども、この緊急小口資金の特例拡大がされた。あとですね、多分5月6月に活用された方が多いと思うんですけども。5月956件、6月905件、相談も減り、申請数自体も4月が584件、5月444件、6月351件減っている」と数字を示し、質問を続けました。

今後、緊急小口など貸付資金は、返済が求められることから、「より複雑で困難な相談などを増加すると見るべき」「(生活保護の)開始理由はどのように変化しているのか」との質問に、担当部長は、「令和3年度、資産の消費が最も多く全体の37.0%、次いで世帯主の傷病、病気が14.1%、3番目が失業中1.7%、この順番」「令和2年度は同じく34%ぐらいとほぼ年間同じぐらいの割合で推移してきたんですが、やはり令和3年度はコロナが長期化したということで、預貯金を取り崩してですね、資産が減少したということで、生活保護の申請に至ってしまったこともあって資産の消費による生活保護開始の割合が増えている」と認めました。

● 高齢、単身など生活実態つかみ、躊躇せず相談できる体制を

世帯類型別は、3年12月末時点で高齢者世帯2万8210世帯、母子世帯3790世帯、障害者世帯7474世帯、傷病者世帯が8150世帯、その他の世帯が8483世帯。感染症の発生前の令和元年12月末の時点と比べると、母子世帯が減少する一方で、高齢者世帯、傷病者世帯、その他の世帯が増加している傾向と答弁しました。

村上市議は、母子世帯数字が減っていても単独世帯が増えているということも示し、「そこには見えない様々な課題もある」「躊躇せず相談申請できることが必要」と市の努力を求めました。

● 介護知識ふくむスキルアップなど、ケースワーカーの専門性向上を

次いで、こうした生活実態に即したケースワーカーの対応が必要となり訪問活動を一定程度控えなければならず、電話を中心とした、コロナ対応の対応で生活実態把握を、どう行っているのかと質問。担当部長は、高齢者世帯に対する家庭訪問支援について「生活保護の訪問調査活動を生活実態に注意を要する世帯等を中心に実施」、「単身でお暮らしのお方については扶養義務者等との交流がないので、注意を要する世帯としてですね、可能な限り家庭訪問するように扱っています」と答弁しました。

村上市議は、高齢者は健康状態に大きな変化が見られることもあり高齢者の健康状態、生活状況を適切に把握をし、医療機関の受診や介護サービスの申請に繋いでいくことが安心につながるのべ、「介護扶助点検指導員とケースワーカーの連携した取り組みはどのように進めてきたのか」と質問。介護扶助点検指導員は、ケースワーカーの介護人もサポートするということを目的にした介護の専門職で、19年度以降、3名が配置され10区を巡回しながら点検指導業務にあたっていて、担当部長は、「介護事務の適正な執行に役立っていると聞いている」「病院と積極的な連携を区内で図るよう呼びかけてまいりたい」と評価しています。

村上市議は、ケースワーカーの年齢構成は若いと聞いているのべ、介護の複雑な問題についても経験交流を図るとともに、スキルも上げていただきたいと要請しました。

このニュースを地域民報への転載や各支部への配布など、積極的に活用してください。